

第七十四回 帝國議會院 酪農業調整法案委員會議錄(速記)第一回

付託議案  
酪農業調整法案(政府提出)

委員會成立

本委員ハ昭和十四年二月二十八日(火曜日)  
議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

田中 万逸君 池田 清秋君

深澤 吉平君 坂下仙一郎君

篠原 陸朗君 小林 三郎君

内藤 守正君 藤生安太郎君

鹽川 正藏君 河野 一郎君

吉植 庄亮君 小笠原八十美君

松尾 孝之君 立川 平君

永山 忠則君 北勝太郎君

野溝 勝君 小田 榮君

三月一日(水曜日)午前十時四十九分委員長

理事互選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

田中 万逸君 深澤 吉平君

坂下仙一郎君 篠原 陸朗君

小林 三郎君 守正君

藤生安太郎君 鹽川 正藏君

河野 一郎君 野溝 勝君

小田 榮君 野溝 勝君

〔年長者坂下仙一郎君投票管理者ト爲ル〕

○坂下投票管理者 先例ニ依リマシテ私方

年長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリ、是ヨリ

委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○鹽川委員 委員長ノ選舉ニ付キマシテハ

投票ヲ用ヒナイデ、田中万逸君ヲ推薦致シ

タイト思ヒマスガ、ドウゾ御諮詢願ヒマス

アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○坂下投票管理者 御異議ナシト認メマス、

仍テ田中万逸君ガ委員長ニ御當選ニナラレ

マシタ、委員長田中万逸君ニ此ノ席ヲ譲リ

マス(拍手)

〔田中万逸君委員長席ニ著ク〕

○田中委員長 御推薦ニ依リマシテ暫ク此

ノ席ヲ汚シマス、ドウゾ宜シク、引續キ理

事ノ互選ヲ行ヒマス

同日委員立川平君辭任ニ付其ノ補闕トシテ

沖島鑑三君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

農林參與官 林 讓治君

農林省畜產局長 岸 良一君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

○田中委員長 引續キ會議ヲ開キマス、提

案理由ノ御説明ヲ願ヒマス

○林政府委員 提案ノ理由ヲ御説明申上げ

マス、酪農業調整法案提案ノ理由ニ付キマ

ヲ指名致シマス(拍手)

會 議

昭和十四年三月一日(水曜日)午前十時五十

一分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 田中 万逸君

理事鹽川 正藏君 理事深澤 吉平君

理事藤生安太郎君

坂下仙一郎君 篠原 陸朗君

小林 三郎君 内藤 守正君

松尾 孝之君 河野 一郎君

小笠原八十美君 小田 榮君

立川 平君 松尾 孝之君

小笠原八十美君 小田 榮君

河野 一郎君 小笠原八十美君

沖島 鑑三君 小笠原八十美君

野溝 勝君 小笠原八十美君

農林參與官 林 讓治君 小笠原八十美君

農林省畜產局長 岸 良一君 小笠原八十美君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

○田中委員長 引續キ會議ヲ開キマス、提

案理由ノ御説明ヲ願ヒマス

シテハ、大體本會議ニ於テ御説明申上ゲマ

シタ通リデアリマスガ、此際本案ノ趣旨ト申

内容ニ付キマシテ、少シク詳細ニ御説明申

上ガタイト思ヒマス

我國ノ酪農業ハ最近有畜農業ノ普及ニ伴

ヒ、急速ナル發達ヲ致シマシテ、牛乳ニ付

テハ其ノ生産量約百六十萬石、價格約三

千七百万圓ヲ算シ、又煉粉乳、「バター」等

ノ乳製品ニ付キマシテハ、生產額約二千九

百万圓ヲ算シ、其ノ一部ハ南洋、歐羅巴等

ノ海外市場へ盛シニ進出シツツアル狀況デ

アリマス、併シナガラ牛乳ノ生產カラ加工

販賣ニ至ル過程ニ付テ仔細ニ觀マスルニ、

其ノ間ニ種々ナル事情ガ錯雜シテ居リマシ

テ、殊ニ牛乳生産者ト乳製品製造業者ト

ノ間、或ハ當業者相互間ノ競爭摩擦等ハ、

今後益々進展スベキ本邦酪農業ノ根本的障

害トナツテ居ルノデアリマス、隨テ是等ノ

關係ヲ調整致シマシテ、酪農業全體ヲ組織

化シ、且ツ酪農產物ノ生產及び販賣ヲ合理

化シマシテ、農家ノ生活安定ヲ圖リマス

ルト共ニ、豐富低廉ナル酪農產物ヲ生產致シ

マシテ、一面ニ於テハ國民體位ノ向上ニ資

シ、他面又本邦乳製品ノ海外進出ヲ促進致シマスル上ニ於テ、誠ニ緊要ト考ヘラレルノデアリマシテ、此ノ趣旨ニ基キ、茲ニ本案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、次ニ本案ノ主ナル内容ニ付キマシテ御説明申上ゲマス

第一ハ、牛乳生産者ノ團體ニ依ル販賣ノ合理化デアリマス、即チ法案第二條及び第三條ニ依リマシテ、畜產組合其ノ他ノ適當ナ團體ガ行ヒマスル牛乳ノ販賣統制ニ對シ、行政官廳方適當ナル監督ヲ加マスト共ニ、必要ニ應ジ牛乳生産業者ニ對シ、團體ノ行ヒマスル統制ニ從フベキコトヲ命ジ得ルコト致シマシテ、生産者ノ團體ニ依ル牛乳ノ販賣方法ヲ、一層合理化セントスルモノデアリマス

第二ハ、主要ナル牛乳取引ニ關スル許可制デアリマス、即チ法案第四條ニ依リマシテ、牛乳ノ販賣事業又ハ乳製品ノ製造事業ヲ爲ス者ガ、主ナル酪農地域ニ於ケル農家ノ生産牛乳ヲ、繼續シテ取引ヲ爲ス場合ニ於キマシテ、其ノ價格、數量其ノ他ノ事項ニ付キ、行政官廳ノ許可ヲ正ヲ確保致シマス爲ニ、必要ナル命令ヲ爲シ得ルコトシタノデアリマス

第二ハ、乳製品ノ製造事業、即チ製酪業ニ關スル許可制デアリマス、即チ、法案第五條ニ依リマシテ、煉粉乳「バター」ノ如キ主要乳製品ノ製造事業ヲ爲サントスル者ハ、工場ノ位置、製品ノ種類及ビ數量、大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルコトヲ致シマシテ、從來兎角其ノ弊ニ陥リ勝チナ製酪工場ノ濫立ヲ防止致シマスルト共ニ、牛乳ノ生産狀況ニ應ジマシテ、製酪工場ノ分布ヲ適正ナラシメ、製酪工場ト牛乳生産者トノ、共存共榮ノ實ヲ擧ゲントスルノデアリマス

第四ハ、製酪業組合ノ創設デアリマス、即チ法案第六條乃至第十七條ニ依リマシテ、製酪業ノ改良發達及ビ統制ヲ圖ル爲ス、製酪業者ニ全國唯一ノ統制團體タル製酪業組合ヲ創設セシメ、乳製品ノ製造、販賣及ビ出荷ニ關スル統制、乳製品ノ販賣及ビ出荷ニ關スル共同施設、乳製品ノ検査及ビ其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業ヲ、自治的ニ行ハシメントスルモノデアリマシテ、之ニ對シマシテハ、主務大臣ガ充分ナル監督ヲ加ヘ得ルヤウニ致シマシテ、酪農業全體ノ摩擦ヲ調整セントスルモノデアリマス

○田中委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマス

以上ガ、酪農業調整法案ノ趣旨ト、内容ノ概要デアリマスルガ、尙ホ政府ニ於キマシテハ、本制度ノ運用ノ圓滑ヲ期シ、其ノニ關スル許可制デアリマス、即チ、法案第十五條ニ依リマシテ、煉粉乳「バター」ノ如キ主要乳製品ノ製造事業ヲ爲サントスル者ハ、工場ノ位置、製品ノ種類及ビ數量、大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルコトヲ致シマシテ、從來兎角其ノ弊ニ陥リ勝チナ製酪工場ノ濫立ヲ防止致シマスルト共ニ、牛乳ノ生産狀況ニ應ジマシテ、製酪工場ノ分布ヲ適正ナラシメ、製酪工場ト牛乳生産者トノ、共存共榮ノ實ヲ擧ゲントスルノデアリマス

○深澤委員 審議ニ先チマシテ私資料ヲ要求致シマス、一、市乳最近ノ概況、一、乳牛増殖ノ計畫及ビ之ニ順應シテ種牡牛ノ計畫、一、飼料及ビ牧野採草地ニ付キ是ガ計畫、一、酪農業概況一般、其ノ中ノ煉乳生產總量竝ニ營業菓子製造用及ビ乳酸飲料用營業ニ使フ量ヲ特ニ御願致シマス、一、乳牛及ビ之ニ準ズベキ蕃殖牝牛ノ最近屠殺數、一、乳製品增產目標、之ニ付テ特ニ輸出品ニ對スル助長方針ト、輸入品ニ對スル國產自給ノ概要ヲ御願シタイ、一、樺太ニ於ケル酪農計畫概要、一、飼料ニ對スル政府ノ一般ノ施設ニ付テノ御考、是ハ海外輸入ニ對スル飼料デアリマス